

大田原市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 委託業務 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務
- 2 委託の相手方となる団体の名称及び代表者並びに所在地  
名称及び代表者  
公益社団法人 栃木県獣医師会  
会長 大住 敬  
所在地 栃木県宇都宮市昭和1丁目1番23号
- 3 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで